

住所不明組合員のみなし脱退手続きに関する公示

2026年2月5日

たじま医療生活協同組合

「住所不明組合員の自由脱退手続きに関する規程」に基づき、住所不明組合員のみなし脱退手続きに関する公示を行います。

定款第10条第2項の定めにより住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の预告があったものとみなし、理事会での確認に基づき2026年3月31日付で脱退の手続きを行わせていただきます。

1 対象組合員

10月1日（2024年は9月）に全組合員に発送した「出資金現在残高通知」が2024年度以降2期連続して宛先不明で返送され、所在確認ができない組合員が対象となります。

2 公示期間

2026年2月5日～2026年3月7日

3 対象組合員の名簿閲覧と問い合わせ

- 上記期間、たじま医療生活協同組合本部・各事業所で住所不明組合員の確認ができます。対象者名簿は組合員及び組合員と同一生計を當む家族のみ閲覧が可能です。
- 「出資金現在残高通知」ハガキが2年以上にわたりお手元に届いていない組合員の方は、公示期間内にお問い合わせください。
- 住所確認のとれた方については、みなし脱退の対象から除外させていただきますので、引き続き生協の利用が可能です。

4 組合員資格の回復

みなし脱退後に住所が確認できた場合は、2026年3月31日時点の出資金残高をもって組合員資格の回復手続きを行うことができます。

5 出資金の扱い

みなし脱退組合員の出資金は、2028年3月31日までの2年間は預り金として管理を行い、その間に出資金の「払戻し請求」があったときは、出資金をお返しすることができます。

〔お問い合わせ先〕

たじま医療生活協同組合 本部

電話 0796-24-7035（月～金曜日 9:00～17:00）